

フリースクール等への交通費補助制度を新設します

1 概要

学校外の不登校支援施設を利用している児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図るため、通所に係る交通費を補助します。

2 対象者

- ・市教育支援教室または市が認めたフリースクールを利用している。
- ・市内在住または前橋市立小・中学校への区域外就学が認められている。

※上記条件に該当する要保護・準要保護世帯の児童生徒の保護者

3 補助内容

自宅から施設までの直線距離で1kmまでは1日当たり50円。距離が1km延長すごとに50円を加算します。(1日上限500円、月額上限10,000円)

4 申請方法

①申請時期

施設利用期間 (長期休業日は含まない)	申請期限
令和6年4月1日～ 7月31日	令和6年8月20日
令和6年8月1日～12月31日	令和7年1月20日
令和7年1月1日～ 3月31日	令和7年4月21日

②申請から交付までの流れ

申請書を市のホームページからダウンロードするか、在籍校または教育支援教室から入手し、必要事項を記入し教育委員会教育支援課に申請。教育委員会が施設での出席状況を確認・審査した上で、申請者に補助金を交付します。

担 当 教育支援課 青少年支援センター
電 話 027-212-4039 (直通)